

## 新設補助金の補助対象者等

### 1 南国市U I J ターン移住支援補助金

補助対象経費	補助対象者及びその同一世帯員が南国市への移住に要した引越し費用のうち、業者による荷物運搬に係る経費
補助金の額	補助対象経費の合計額と30万円のいずれか低い額
補助対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの世帯であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 夫婦の世帯であって、夫婦ともに南国市への転入日時点の年齢が39歳以下であったもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第2条第2号に規定するパートナーシップ登録を受けた二人の世帯であって、二人ともに転入日時点の年齢が39歳以下であったもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 転入日時点の年齢が18歳未満であった者を現に養育する子育て世帯</p> <p>(2) 世帯主及びその同一世帯員の全員が定住する意思を持って高知県外から南国市に転入した者であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 転勤、入学、通学等を理由として転入した者でないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 転入の日から3月以内であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。</p> <p>(1) 同一世帯内に過去に補助対象者又はその同一世帯員としてこの補助金の交付を受けたことがある者がいる場合</p> <p>(2) 同一世帯内に生活保護法による公的扶助を受けている者がいる場合</p>

### 2 南国市新規卒業学生新生活応援補助金

補助対象経費	補助対象者が就労を開始した月から当該月の属する会計年度の3月までの期間のうち、就労中の期間に係る支払済みの民間賃貸住宅の家賃
補助金の額	補助対象経費から住宅手当を差し引いた額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、1月当たり15,000円を上限とする。
補助対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 大学等又は高校等を卒業後最初の4月から翌年3月までの間に高知県内の企業等に就職し、就労を開始する又は開始することが確実に見込まれる者であること。</p> <p>(2) 国家公務員及び地方公務員以外の者であること。ただし、国勢調査の調査員、消防団員その他これに類する国家公務員又は地方公務員であって、市長が認める者を除く。</p> <p>(3) 南国市の住民基本台帳に登録されており、現に南国市に居住していること。</p> <p>(4) 大学等又は高校等を卒業後最初の4月1日時点の年齢が34歳以下であること。</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約者であり、自ら家賃を支払っていること。</p> <p>(6) 家賃の支払について、この補助金以外の支援制度の適用を受けていないこと。</p> <p>(7) 家賃の滞納がないこと。</p> <p>(8) 南国市税の滞納がないこと。</p>